改正法の概要と手続きフロー

1.改正の背景

- (1)90%が法や条例に基づかない自主調査による汚染の発見
- (2)掘削除去による措置が85%
- (3)汚染土壌の不適正な処理による汚染の拡散

2. 主な改正点

(1)土壌汚染の状況を把握するための制度拡充(新規)

一定面積以上の土地の形質変更時に届出を義務化。土壌汚染のおそれのある場 合には土壌汚染調査を実施(知事命令)

自主調査で土壌汚染が判明した場合、土地の所有者等の申請に基づき、規制対象 区域として指定

知事による土壌汚染情報の収集、整理、保存及び提供等(努力義務)

(2)規制対象区域の分類による対策の明確化(改正)

従来 : 指定区域のみ 今後 : 2つの区域に分類

土地の形質変更時に届出が必要な区域 区域の分類

形質変更時要届出区域

盛土、封じ込め等の対策が必要な区域

要措置区域

(3)搬出土壌の適正処理(新規)

規制対象区域内の土壌の搬出の規制

(事前届出、計画の変更命令、運搬・処理基準違反時の措置命令)

搬出土壌に関する管理票の交付及び保存の義務

搬出土壌の処理業についての許可制度の新設

(4)指定調査機関の信頼性の向上(新規)

5年ごとの更新制度の導入

技術管理者の設置及び業務監督



